

組織評価の改善状況報告書

平成26年3月26日

評価会議議長 殿

学生支援センター長 杉山 融

組織評価に関する実施要項第10に基づき、組織評価（自己評価及び外部評価）結果に係る要改善事項について、次のとおり平成25年度の改善状況を報告します。

要改善事項
自己評価により、「静岡大学学生支援センター規則」第6条に「（3）専任教員を置く」とあるが、不在であるので、この点を改善する方策が検討された。
要改善事項に対する改善計画（実施時期を含む）
本学では第2期中期目標・計画期間に入っても、教職員の定員削減の方向が示されていたために新たな常勤教員の補強は大変困難な状況にある。が、H23からキャリアサポート部門には東西キャンパスに特任教授（非常勤）がそれぞれ1名配置されている。またサポート体制の更なる質・量的向上に向けてキャリアカウンセリング資格を有する専任教員または事務職員の増強が望まれる。学生相談部門については、東西キャンパスの実質的な部門代表者として緊急事案に対応することができるように、保健センター教員それぞれ1名を副部門長として割り当て、実践的な支援体制をとっている。最後に、学生生活支援部門は部局選出の正副学生委員長で学生委員会を構成し、事務担当者も陪席して学生支援のために情報を共有し、事案対応に向けての暗黙知を高めている。
改善状況
キャリアサポート部門については、H25年度より就職支援課にキャリアカウンセラーの資格と経験を有する職員（静岡キャンパス）を採用するとともに、浜松キャンパス学生支援センター・キャリアサポート資料室に初めて1名の常勤職員を配置し体制の充実を図った。更に、特任教授1名（浜松キャンパス）をフルタイムのカウンセリング有資格者のパート職員に切り替える（H26.4から）ことにした。次に、学生相談室部門では副部門長のうち1名を部門長に置き、兼業型の常勤職員1名を充てる可能性について検討したが、年度末に役員会の提案により26年度から学生相談部門に特任教員（常勤）1名を配置することになり運営の向上を図ることとなった。
達成年度（予定を含む）
「専任教員を置く」課題については、平成26年4月から実施する。

要改善事項
自己評価により「静岡大学学生支援センター内規」第4条2（全学学生委員会の構成）に学生生活課長が欠落していることが発見された。

要改善事項に対する改善計画（実施時期を含む）

他の2部門のキャリアサポート委員会並びに学生相談委員会においては、就職支援課長及び学生生活課長がそれぞれ委員会の構成メンバーとして加わっている事例に合わせ、学生生活課長を全学学生委員会の構成員に加えるように規則を改めることとした。

改善状況

H25年7月の全学学生委員会に提案し、了承を得たため、上記の「要改善事項」の課題は解決した。

達成年度（予定を含む）

H25年7月に解決済み。